

福島復興再生特別措置法案（仮称）の概要に対する  
福島県内市町村からの意見について平成 24 年 2 月  
東日本大震災復興対策本部事務局

「福島復興再生特別措置法案（仮称）」について、1月23日付けにて、福島県内全市町村（59市町村）に対して、その概要について情報提供したところ、1月27日までに、以下の通り、質問・意見が寄せられましたので、報告します。

意見・質問の総数：計 50 件

- ① 意見を踏まえて、条文に趣旨等を反映するもの : 26 件
- ② 今後の制度の運用等により対応可能と考えられるもの : 9 件
- ③ 予算・税等に関わるものであり、今後の検討課題 : 6 件
- ④ その他、この法律では対応困難なもの : 5 件
  - 18 歳以下の子供に対する医療費無料化の法制化
  - 「産業復興再生計画」及び「重点推進計画」を市町村が独自に作成できる制度とすることが必要。
    - \* 県全体の観点を踏まえ推進するため、県が作成することが適当。なお、当該計画の作成にあたっては、福島県知事が関係市町村長の意見を聴かなければならない旨を規定。
  - 福島復興再生特別措置法の制定をもって、福島県全域が復興特区の認定を受けたことにすることが必要
    - \* 復興特区法は、各地域の創意工夫を活かして復興・復旧を支援するため、自らの被災状況や復興の方向性に合致する特例メニューを選び取る仕組みとしたものであり、計画を各地方公共団体が作成することは不可欠なものである。
    - なお、本法案では、税制上の措置については、福島県の全ての市町村が課税の特例を含む復興推進計画を策定できることとしている。
- ⑤ 今回の法案策定プロセス等に関する意見 : 4 件